

2 整備の基本方針

以上のような検討を踏まえるとともに、国土交通省の「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区体験的歴史学習基本構想（平成22年9月）」にも配慮し、以下の整備の基本方針を「古墳壁画の保存活用に関する検討会」（第9回）で示し、承認された。

（1）キトラ古墳整備の基本方針

1) 基本的な考え方

①キトラ古墳の石室や墳丘など遺跡の保存を確実にする。

キトラ古墳の歴史的価値に鑑み、キトラ古墳の整備の過程で、石室や墳丘などの遺跡の保存を確実に実施する。

②遺跡の現場とともに、体験学習館（仮称）の活用などを通して、キトラ古墳の価値を顕在化させる。

体験学習館（仮称）におけるキトラ古墳壁画及び同壁画のレプリカの展示、解説板等を通してキトラ古墳の価値を顕在化させる。

③国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の整備と十分な調整を図り、総合的な計画に基づき実施する。

「国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区体験的歴史学習基本構想（平成22年9月）」の考え方に十分配慮しながら、総合的な視点で整備を実施する。

2) 整備の具体的な方針

①墳丘の形状

(ア) 墳丘遺構を保護した上で、「復旧」を基本として整備する。

墳丘遺構及び墳丘内部の石室を確実に保護するため、「復元」ではなく、「復旧」を基本として整備する。

(イ) 発掘調査成果を反映する。

来訪者が古墳鑑賞広場から古墳の全容を見渡した際、墳丘の本来の形状を認識しやすいように、発掘調査成果を踏まえ二段築成や墳丘北側の掘込みなどキトラ古墳に固有の特徴を表現する。

(ウ) 墳丘周辺の未発掘地を保存する。

整備に必要な情報は既に得られていることから、墳丘北側など墳丘周辺の未発掘地はこれ以上発掘せずに保存する。

②石室の取扱い

キトラ古墳の石室は学術上極めて価値の高い文化財であり、保存上の観点から、古墳に残されている状態のまま閉鎖する。

③その他

墳丘遺構を確実に保護するため必要な覆土を施すとともに、石室への日射等の影響を軽減するよう地被植栽により被覆する。また、墳丘遺構及び石室へ水による悪影響が及ばないように排水等に十分留意する。さらに、古墳鑑賞広場等からの墳丘全体の良好な景観を確保するため、墳丘に近接して見学用の階段は設けないこととし、墳丘の周囲については古墳としての風致形成のための修景を図ることとする。

(2) 墳丘整備の考え方及び留意点

整備する墳丘の形状等については、特別史跡指定説明文に示された基本的な認識のほか、「古墳壁画の保存活用に関する検討会」の第7回（平成23年11月9日）、第8回（平成24年2月29日）、第9回（平成24年3月29日）において検討された墳丘整備における基本的な要件を踏まえ、以下のように整理した。

1) 特別史跡指定説明文において示されたキトラ古墳に関する基本的な認識

- ア. 7世紀末頃の終末期古墳であること。
- イ. 低丘陵の南斜面に立地すること。
- ウ. 二段築成の円墳であること。
- エ. 凝灰岩切石の石室（横口式石槨）を主体部とすること。
- オ. 石室の壁面・天井の全面に漆喰が塗られ、極めて具象的な四神図と天文図などが描かれていること。
- カ. キトラ古墳の天文図は、高松塚古墳の星宿図よりも本格的なものであり、東アジア全体でも現存する最古の精密な星図であること。
- キ. 壁画の内容は、当時の東アジアとの交流を考える上で重要であり、美術史・天文学的にも貴重であること。
- ク. 古墳の位置や石室の構造から見て、天武・持統朝の皇族の墓であると推定されること（※）。

※ 編者註 指定後の調査・研究により見解が変わってきている部分がある。p.4参照。

2) 墳丘整備における基本的な要件

- ア. 「復旧」を基本とすること。
- イ. 墳丘及び墳丘周辺の遺構保存のため、新たな発掘調査を行わないこと。
- ウ. 二段築成であることを表現すること。
- エ. 墳丘の北側（背面）に発掘調査等により明らかになった掘込み部分を表現すること。
- オ. 石室は閉鎖すること。
- カ. 墳丘遺構を確実に保護するため、必要な覆土を施すこと。
- キ. 日射等による石室内環境への影響を軽減するよう地被植栽により被覆すること。
- ク. 墳丘遺構及び石室へ水による悪影響が及ばないよう排水等に十分留意すること。
- ケ. 古墳鑑賞広場等からの墳丘全体の良好な景観を確保するため、墳丘周辺には階段等の人工的な構造物は設けないこと。

3) 墳丘整備における留意点

- ア. 石室の閉鎖の具体的な工法・材料等については、別に設置されている古墳壁画保存対策プロジェクトチームの修復班、材料調査班及び環境・生物調査班により詳細に検討する必要があること。
- イ. 良好な保存環境の形成のため、防水シート及び防根シート等の導入を検討すること。
- ウ. その他、具体的な工法・材料等は実施設計において検討すること。
- エ. 実施設計に必要な各種調査の項目・内容等について精査する必要があること。

(3) ゾーニング

キトラ古墳は、石室や墳丘のみならず、周囲の環境と一体となって、顕著な価値を構成している。そのような観点から、ゾーニングにおいては、「3. 基本方針」を基礎として、キトラ古墳墳丘の特徴のほか、地勢及び現在の地元住民の生活環境を踏まえて機能配置等を検討し、「保存ゾーン」、「散策ゾーン」、「広場ゾーン」の3つに区分する。なお、この内容は「古墳壁画の保存活用に関する検討会」第9回（平成24年3月29日）において承認されたものである。

1) 保存ゾーン

墳丘遺構及び石室等の保存を確実に図るとともに、墳丘については「復旧」を基本として特徴ある形状を表現しつつ、防災上の観点も含めて適切な保存環境を整備する。

2) 散策ゾーン

現状で特別史跡指定地域内を通過する村道の機能を保持することを前提としつつ、墳丘南面を東西に散策するための園路を設け、墳丘の正面位置にたまり場を整備する。

3) 広場ゾーン

積極的活用のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区における古墳鑑賞広場の整備と一体となって、来訪者に対する情報提供等の機能を含めた広場を整備する。

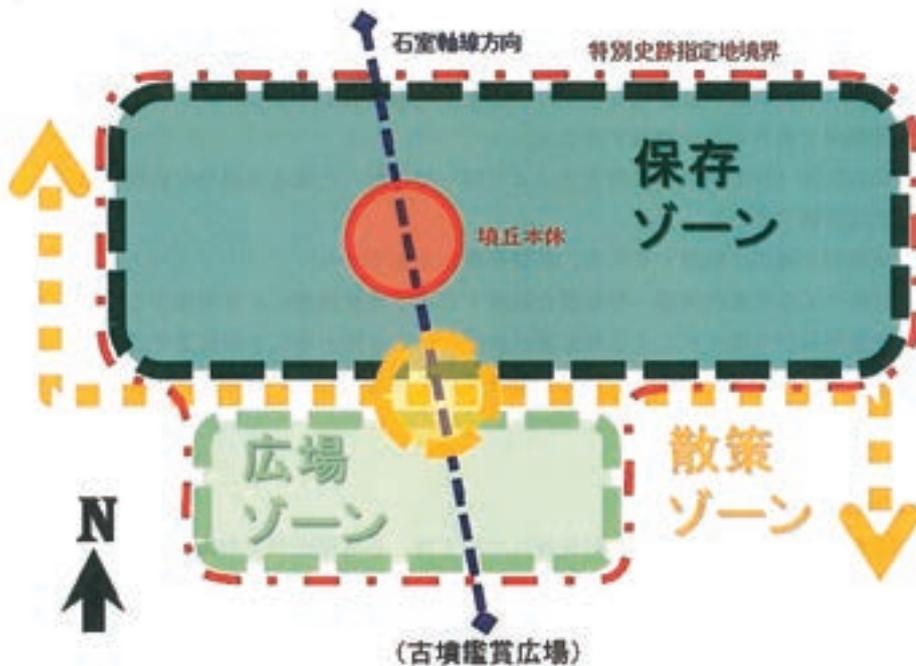


Fig.17 特別史跡キトラ古墳整備ゾーニング（案）概念図